

# 山元町からのお知らせ

## 令和4年福島県沖を震源とする地震に関する情報②

### 【令和4年3月26日】

このたびの地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

令和4年3月16日、福島県沖を震源とする地震の発生により、本町では震度6弱を観測し、多くの家屋被害や断水が発生するなど甚大な被害が発生し、また、県内でも多くの被害が出たことを受け、**災害救助法の適用が決定**されました。

町民の皆さまにはご不便とご苦勞をおかけしておりますが、町では一日も早い復旧に向け、全力で取り組んでおりますので、何卒、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

## 1 住宅の応急修理制度について

地震の影響により、住家に一定以上の被害を受けた方は、災害救助法に基づき、その応急修理に要した費用を補助する「**応急修理制度**」が活用できます。

### 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】のとき

- (1)対象者 ①災害のため住家が半壊し、自らの資力で応急修理をすることができない者  
②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（②＝いわゆる大規模半壊）
- (2)限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、  
1世帯当たり 595,000円以内

### 【準半壊】のとき

- (1)対象者 災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理をすることができない者
- (2)限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、  
1世帯当たり 300,000円以内

### 【必要なもの】

- (1)罹災証明書 (2)施工業者作成の見積書  
(3)被害箇所、修理箇所がわかる“写真”（修理前に撮影をお願いします。）

<撮影上の留意点>

○外観（壁、玄関、窓、屋根など）

- ・破損状況を箇所別に撮影してください。

○屋内（床板、扉、壁など）

- ・被災した部屋ごとの全景写真を撮影してください。
- ・破損状況を箇所別に撮影してください。

○設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）

- ・破損箇所、故障箇所が分かるよう撮影してください。
- ・設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影してください。

<修理業者の方にもお伝えください。>

- ・修理中、修理後の写真も必要となりますので、修理業者にも撮影を依頼してください。

担当課 建設課 用地行政班 ☎29-8005

**※申請方法や受付場所等の詳細は、決まり次第チラシやホームページ等でお知らせします。**

## 2 地震で壊れた家電4品目の処理について

家電4品目（テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコン）については、郵便局で家電リサイクル券を購入の上、以下の指定取引所へ搬入してください。

### 【指定取引所】

- ・日立物流ダイレックス（株）（岩沼市空港南 2-3-2） ☎0223-25-5441
- ・（株）安藤仁七商店（柴田町大字船岡字鍋蔵 1-9） ☎0224-54-1517

※ 清掃センターへは搬入できませんので、ご了承ください。

※ 瓦やブロック、粗大ごみ等については、町が設置した一時保管場所（山寺字白川地内）へ搬入してください。（詳細な場所は下記までお問い合わせください。）

※ 壊れたせとものやガラス類などは、各地区のごみ集積所に出せるものは分別して、収集日当日の朝8時30分までに集積所へ出してください。

担 当 課 町民生活課 生活班 ☎37-1112

## 3 社会教育施設の一部利用再開について

地震の影響により、利用を休止していた勤労青少年ホーム「軽運動場」については、4月から利用を再開します。

※ 引き続き「町民体育館」「歴史民俗資料館」「ふるさと伝承館」については臨時休館、「中央公民館『大ホール』」については利用休止となります。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

担 当 課 中央公民館 ☎37-5116

## 4 災害に便乗した詐欺、悪質商法に注意！

大規模災害が発生した後は、点検商法や義援金詐欺など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが発生することがあります。

災害に便乗した悪質商法には十分にご注意ください。

不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、迷わず警察へ通報を！

連 絡 先 亘理警察署 ☎34-2111

## ■ 新型コロナウイルス感染症関連情報

### 再拡大防止期間【3月22日から4月10日まで】

#### ●県民への要請（県内全域）

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食・食事等を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では認証店などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること
- 感染リスクの高い行動を控え日常生活における基本的な感染防止を徹底すること
- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること 5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以下で会食すれば差し支えない。